

野田市農業委員会総会会議録（第13回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和5年11月9日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所2階中会議室1、2に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番 川 辺 茂	2 番 山 田 賢 一
3 番 筑 井 正	4 番 齊 藤 和 夫
5 番 石 塚 正 夫	6 番 遠 藤 一 浩
7 番 吉 岡 清 美	8 番 荒 木 大 輔
9 番 染 谷 美佐夫	11 番 後 藤 和 久
12 番 鳩 貝 直 子	13 番 藤 井 愛 子

〈農地利用最適化推進委員〉

1 番 江 村 昭 夫	2 番 中 島 利 男
3 番 針ヶ谷 久 翁	4 番 藤 井 文 男
5 番 岡 田 武 志	6 番 金剛寺 浩 一
7 番 張 替 均	8 番 山 田 教 明
10 番 池 澤 保	11 番 木 村 安 雄
12 番 知 久 清 治	13 番 松 沼 貴
14 番 和 田 利 浩	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取消願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第7号 農用地利用集積計画について

議案第8号 農用地利用集積計画（一括）について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
主査	松崎 哲史

議長 ただいまから令和5年第13回野田市農業委員会を開会します。

本日の欠席者を申し上げます。

10番宇佐見委員所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

11番 後藤 和久 委員、12番 鳩貝 直子 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取消願いについて」を議題とします。

議事参与の制限を受ける案件となります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、目吹の田7筆8,042平方メートルで、令和4年3月に農地法3条の許可がおりていましたが、今回譲渡人の都合により、取り下げ願いが提出されました。

令和5年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

石塚委員 今月は2班が担当で、11月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番、議案第2号申請番号1番、2番、5番、議案第3号申請番号1番から4番については荒木委員、議案第2号申請番号3番、4番、6番、議案第3号申請番号5番から10番については後藤委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について荒木委員から報告をお願いします。

荒木委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字砂田、目吹字西坪前、目吹字目吹新田の田7筆で耕作中の農地で、目吹砂田は草が生い茂っている農地でした。

所有権移転はされていません。

申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可取消相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,850平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、会社員のため農業をしていないため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年10月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字目吹新田の田1筆で耕作中の田んぼでした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で259平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模縮小、譲受人は、自宅より近く、土地建物購入済みの隣地で耕作しやすいためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

申請地は、山崎字西大崎の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1,291平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、自宅の隣で耕作しやすいためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、谷津及び中里の畑2筆で耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農のため申請者から営農計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人 私の家は〇〇にあります。申請する面積としては300坪で、兄貴のせがれが亡くなって、誰もやる人がいない。

火災にもなつてはいけないということで、実家の土地ですから、自分で管理してやっているわけなんですけども、スイカとかメロンとか作ってみたいです。

いずれは果樹園なんかできていければと思います。

百姓の家で育ったので、耕運機とか使えばできます。

売る先は見当つかないですが、ゆめあぐりなんかがいいですが、なかなか難しいと話がありました。

農業委員会に売る先あるのか聞きたいです。

地元に喜ばれるような農産物を作ってみたいです。

議長 何かご質問ありますか。

耕運機はもっていますか。

申請人 持ってます。

議長 今の状態はきれいになっていますか。

申請人 なっています。

議長 現地調査お三方どうですか。

後藤委員 ただいまお話がありましたけれども、ゆめあぐりとかに作物を作って出荷できるよう頑張っていたきたいと思います。

以上です。

筑井委員 実家の農地も作られているということでしょうか。

実家の土地は管理だけなのかそれを確認したいです。

申請人 管理だけです。

誰もやる人が居なくて、兄貴はできない。

筑井委員 管理してるのはわかりました。

そこを農地として使っているのか聞きたいです。

申請人 農地として作ってます。

筑井委員 そうすると厳密にはそっちでも届を出さないといけないですよ。

実家の土地の名義人は別の人なんですよ。

申請人 そうです。一番上の姉が名義人です。

筑井委員 そうすると一番上のお姉さんの土地を管理しているってことですよ。

一番上のお姉さんは健在なんですか。

申請人 もう亡くなっています。

筑井委員 それはどなたが相続したんですか。

申請人 姉の子供です。

筑井委員 その方は健在なんですか。

申請人 はい。

筑井委員 その方から、本来は同じように借りる手続きをしないと農地として使えないはずなんですよ。

議長 農地として使うには申請しないとだめですよっていうはなし。

申請人 わかりました。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。
退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 申請番号4について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で657平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、自宅の近くで耕作しやすいためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年10月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第2号申請番号4番について報告します。

申請地は、船形字木戸脇の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆で 2,299 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権の設定です。

申請理由は、譲渡人は、耕作していないため、譲受人は、自宅から近距離であり、耕作に便利
なためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案第 2 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、西三ヶ尾字中坪の畑 3 筆で保全管理されている農地及びビニールハウスがありま
す。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、市外及び新規就農のため、申請者か
ら営農計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。以上で
す。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人 私〇〇と申します。

現在〇〇歳になります。

今柏の公設市場にほど近い〇〇に妻と娘と住んでおります。

本日はどうぞよろしくお願いします。

ちょうど 2 年前までは東京勤務の会社員でしたが、理由がありまして早期退職をすることにな
って今にいたります。

現在無職になります。

それをきっかけに以前から興味がありました、農業に携わるようなことをしたいと考えまして、それで今このように申請を出しました。

辞めてから2年ほど経っているんですけども、私の親族等に耕作可能な農地を持っている者がおらず、それでたまたま今回ご縁がありまして、野田市の方にあります農地を貸していただけると、伺いまして、今日に至ります。

土地を選んだ選定理由なんですけれども、車で15分から20分ほどの位置にありまして、通作するには適地であること、それから今私が計画している栽培作物は、パパイヤを計画しているんですが、栽培に適していると思えるような、日当たりのよさ、土地の乾き具合等を含めて、良いのではないかと思います、選定した次第です。

それからもう1つは青パパイヤの販売に関しては都心部に近いということは将来的にも、販路を広げていくことが良い土地柄と考えました。

それから営農計画に関してなんですけども、まず未熟な実、青パパイヤといいますけれども、パパイヤを中心に貸していただける可能性のある面積が2000平方メートルですので、250本程度から始めてみたいと考えております。

栽培に関しては、昨年度の7月から2月まで、〇〇にある、青パパイヤを専門にしている、専業農家さんに住み込み研修をしまして、その時に30000平方メートルを持っている農家さんなんですけど、ほぼほぼ2、3人で、栽培をしておりましたので、耕作人数から言えば私1人で間に合う耕作面積であると考えています。

ですので、当初は私1人を耕作者として従事するようにしております。

栽培の販路に関しては具体的に考えておりません。

それについては今後、活動していきますが基本的には地元の直売所、インターネット通販を通じて販売、みんなが作りたいならパパイヤ1本のオーナー制度を考えております。

それらによって売り上げをたてたいと思っております。

特に外国人の方の就労も増えておりますので、アジア系の料理店へ売ることも考えております。

機械に関してなんですけど、現状ミニバンタイプの乗用車のみ所有しておりますが、農業で使用するための、軽トラックの契約手続きをしております。

栽培に関しての機械類に関していうと、耕運機が1台許可が出次第、購入したいと思っております。

青パパイヤの栽培技術では、昨年度会社を辞めてから千葉県〇〇で民間の農業学校に3か月通いまして、営農等について学びました。

ここに関しては、オンラインで受講できるため、引き続き受講しています。

昨年の7月から2月まで住み込みでお世話になって、農地の栽培の土の作り方や収穫販売を学びまして十分できると思います。

以上です。

議長 何かご質問ありますか。

荒木委員 確認なんですけども、専業農家としていかれるということですか。

申請人 現状 2000 平方メートルですので、なかなか農業収入から生活を維持するのが難しいと考えていまして、基本的には農業を邪魔しない範囲で、バイト、パートなりしたいと思っております。

一応兼業となります。

荒木委員 将来的はどうですか。

申請人 将来的には私も年齢が年齢ですので、私も 65 以降に関しては専業できるような体制が取ればと思いますので、それに向けてはやはり今の栽培面積よりは大きくできればと考えております。

荒木委員 わかりました。

木村推進委員 これは連作というのは大丈夫なんですか。

申請人 連作障害は基本的にはありません。

お世話になった専門の農家さんによれば連作障害はありうるけれども、土をちゃんと作れば問題が無いということで、その方は今のところ 12 年間同じ圃場で引き続き青パパイヤを生産しております。

川辺委員 パパイヤって冬場の寒いとき大丈夫なんですか。

申請人 青パパイヤは完熟させていない未熟な状態で出荷します。

生育は 15 度程度で育てて、単年となります。

川辺委員 毎年苗を買うということですか。

申請人 そうです。

山田委員 青パパイヤの経験が無いんですけども、施設作ったり、ハウス作ったりしないんですか。

路地でできるんですか。

申請人 路地でできます。

先程苗の話が出ましたが、苗に関しては、お世話になった農家さんを通じて、沖縄の方から苗を購入することになります。

そこまでやるとハウスが必要になります。

3月に植えると年内に収穫できるのでハウスは考えていません。

山田委員 わかりました。

金剛寺推進委員 2000平方メートルで何本入るんですか。

申請人 200から250本です。

金剛寺推進委員 1本につきいくつの実ですか。

申請人 1本で10キロから20キロの実がなります。

金剛寺推進委員 販売はキロ単価ですか。

お世話になったところではいくらで販売していたんですか。

申請人 キロ単価です。

直売所の場合キロ500円から600円でした。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で1,651平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢で耕作が困難ため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
令和5年10月23日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第2号申請番号6番について報告します。

申請地は、岡田字上椿の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください

申請地は、谷津字宮脇、畑1筆で344平方メートルの内219.27平方メートルで2階建ての専用住宅で令和3年3月29日に許可を受けておりましたが、計画変更により木造瓦葺き2階建てから木造瓦葺き平屋建てに変更となりました。

令和5年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

現地を確認した結果、変更内容のとおり木造瓦葺き2階建てから木造瓦葺き平屋建てに変更されていまして。現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,431平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年10月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が、生い茂っている農地でした。

計画内容は、太陽光発電施設用地となっております。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から8ページの申請番号10番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請番号2番は、畑2筆で1,622平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和5年10月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案4号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行なわず砂利敷きを行い、車両置場用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ロープ柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、申請番号 2 番については該当無と報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1,568 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 5 年 10 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案第 4 号申請番号 3 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地と一部アスファルト敷きで始末書が添付されております。

計画内容は、転圧し碎石を敷き、車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで仕切りを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については受益地外と回答を得ています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,259平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和5年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 議案第4号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、簡単な整地を行い太陽光発電施設用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 5 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 11 筆で 9,816 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和 5 年 10 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第 4 号申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、碎石を敷き整地して、車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、安全鋼板およびフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番から 8 番については、同一申請者なので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号申請番 6 番から 8 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、畑 6 筆で 4,796 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 5 年 10 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第 4 号申請番号 6 番から 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地及び一部雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、太陽光発電施設用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番9番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で678平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第4号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、太陽光発電施設用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

事務局 議案第4号申請番10番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1,004平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第4号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、太陽光発電施設用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の申請番号1番から10番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 50 年 5 月から宅地とし利用し、現在に至っております。

平成 10 年撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 5 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 6 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

10 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和５年４月に亡くなっております。

生産緑地は、畑４筆で２,２７２平方メートル、田３筆で２９６平方メートル、計７筆で２,５６８平方メートルとなっております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和５年４月に亡くなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員が現地調査を行っておりますので委員から報告をお願いします。

筑井委員 議案第６号申請番号１番について、令和５年１１月２日に現地の状況確認を、事務局職員１名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、保全管理及び耕作中の農地でした。

以上です。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第６号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第７号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第７号についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

野田市長より令和 5 年 11 月 2 日付けで、令和 5 年度第 7 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、3 年の賃借権設定が畑 16 筆で 3,423.48 平方メートル、5 年の賃借権設定が田 1 筆で 1,556 平方メートル、畑 1 筆で 1,441 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 借賃の中に米 3.03 俵とか 1.53 俵とあるでしょ、これ実際に 0.何俵まで計るの。
何キロじゃまずいの。

議長 なんか統一するとか。

筑井委員 そういう話あったよね。
現実的にどうやって計るのか聞きたいの。

議長 これはなんだ、相手を書いてきたんか。

事務局 これは農地中間管理機構を通してもので、農政課と農地中間管理機構に確認してみます。

筑井委員 どうやって計るのか聞いてください。

事務局 はい。

議長 特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 7 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 8 号「農地利用集積計画（一括）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 8 号についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

野田市長より令和 5 年 11 月 2 日付けで、令和 5 年度第 7 次農用地利用集積計画（一括）について、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により農業委員会の決定を求められています。

10 年の賃借権設定が田 3 筆、6,140 平方メートルで、今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 8 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

議長 議案第 9 号 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

後藤運営委員会議長 運営委員会のご報告をします。

現在、農地利用最適化推進委員1名が欠員となっていることから、9月15日から10月16日までの期間を設け、農地利用最適化推進委員の公募を行ったところであります。

受付が終了し結果、2名の方から推薦あるいは応募があり、1ヶ月間野田市ホームページで公表しました。

既に欠格事項の審査も終了しており、2名とも該当しませんでした。

野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条第1項農業委員会の会長は、推進委員の候補者の推薦を受けた者及び推進委員になろうとする者の募集に応募した者を選考するため、運営委員を招集し、運営委員会を10月26日開催し審査基準について審議し決定しております。

本日、運営委員会を開催し、その審査基準を基に2名を審査いたしました。

その結果、栗原さんを農地利用最適化推進委員に委嘱したいため、追加議案としました。

また、任期については、野田市農地利用最適化推進委員募集要項の中で令和5年12月以降となっておりますので、12月1日に委嘱したいと考えています。

議長 ただいま運営委員会議長の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第9号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 本で行われた運営委員会の報告を運営委員会議長よりお願いします。

後藤運営委員会議長 本で行われた運営委員会の報告をします。

農業委員会だよりについては、各地域の農家組合を通じて農家組合員さんに約3600部配布及び市役所、いちいのホール、各出張所、JAさんに置いていただいていたのですが、ご要望をいただいたことから野田市ホームページに掲載、各公民館にも置いていただくこととしました。

以上です。

議長 報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 5 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 5 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 4 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、5 件受理しております。

次に 5 ページ、6 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、8 件受理しております。

次に 7 ページから 12 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、22 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 13 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地利用配分計画の中途解約は、2 件提出がありました

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地の現況に関する照会は、1 件提出がありました。

以上です。

議長 報告第 5 号の農地の現況の照会については、昭和 56 年 8 月 28 日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員 3 名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますので、1 番については、委員が現地調査を行っております。

番号 1 番について、調査にあたった荒木委員より報告をお願いします。

荒木委員 報告第 5 号農地の現況に関する照会の番号 1 番について報告します。

令和 5 年 9 月 8 日に私と宇佐見農業委員、金剛寺推進委員、事務局職員 1 名と現地調査を行いました。

照会地は、家や建物が建っている部分が多く、農地として活用している部分がないため、調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方裁判所に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午後 3 時 50 分）

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和5年11月9日

議 長

署 名 人

署 名 人